

## 本年 5月26日 改正戸籍法施行

### ご存じですか？戸籍にフリガナが記載されます。

令和7年5月26日に、戸籍に氏名のフリガナを記載する制度が始まりました。

フリガナ確認のための通知書が「本籍地の市区町村」から送付されます。

**もし、誤ったフリガナが記載されていた場合は、届け出を行ってください。**

届け出をしなかった場合、令和8年5月26日以降、通知書に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

※四万十町が本籍地の方は、8月中に通知書が発送される予定です。

**本年  
5月以降**

本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が届きます

### 通知されたフリガナをまず確認！

フリガナが誤っている場合

届け出をしてください

※マイナポータルで  
オンライン届け出も可能です。

フリガナが正しい場合

届け出は**不要**です

詳しくは  
法務省特設  
ページへ



- ！詐欺にご注意ください
- フリガナの届け出に**手数料は発生しません。**
  - 届け出をしなくても**罰則はありません。**

#### お問い合わせ先

町民課 ☎22-3117  
大正町民生活課 ☎27-0112  
十和町民生活課 ☎28-5112

## 子育て家庭を応援 ～一時預かりが生後6か月からOKに～

お知らせ

### 一時預かり保育って!?

子育て支援センターでお子さんを一時的にお預かりする事業です。保護者の短時間の就労や傷病、冠婚葬祭などの緊急時のほかにも、在宅での子育てに疲れたときや、保護者のリフレッシュ目的でも利用できます。

### もっと早く、もっと気軽に！

町内に3か所ある子育て支援センターのうち、窪川と十和の子育て支援センターでは、今年より一時預かりの対象年齢をこれまでの満1歳から生後6か月へと引き下げ、より多くのご家庭に利用いただけるよう事業を拡充します。

### 全力で子育てをサポート！

子育て支援センターでは一時預かり保育以外にも、親子が遊び、交流できるスペースのほか、子育てに関する相談や情報の提供、役立つ楽しい講座も開

催しています。

引き続き、地域の皆さまの子育てをサポートし、安心して子育てができる環境づくりに努めていきますので、この機会にぜひ遊びにお越しください。

※一時預かり保育の利用には、事前の登録と予約が必要です。子育て支援センターに関する詳細は、町ホームページでご確認ください。



四万十町HP

お問い合わせ先 生涯学習課 ☎22-3576

## 令和7年度の納税・納入通知書を送付します

|            | 発送日      | お問い合わせ先 |          |
|------------|----------|---------|----------|
| 後期高齢者医療保険料 | 7月8日(火)  | 町民課     | ☎22-3117 |
| 介護保険料      | 7月8日(火)  | 高齢者支援課  | ☎22-3900 |
| 国民健康保険税    | 7月11日(金) | 税務課     | ☎22-3116 |

※第1回目の納期限は7月31日(木)です。期限内の納付をお願いします。

## 国民健康保険税の重要なお知らせ

### ★税制改正に伴う課税限度額変更について

令和7年度の国民健康保険税の最高限度額(1世帯あたり)が106万(医療分65万円、支援分24万円、介護分17万円)から109万円(医療分66万円、支援分26万円、介護分17万円)に変更となります。《右表を参照》

なお、世帯に40歳以上65歳未満の被保険者がいない場合は、92万円(医療分66万円、支援分26万円)が課税限度額となります。

※変更は令和7年度課税分より適用されます。皆さまのご理解をよろしくお願いします。

|       | 現 行        | 改正後        |
|-------|------------|------------|
| 医 療 分 | 650,000円   | 660,000円   |
| 支 援 分 | 240,000円   | 260,000円   |
| 介 護 分 | 170,000円   | 170,000円   |
| 合 計   | 1,060,000円 | 1,090,000円 |

### ★倒産や解雇などで離職された方の軽減について

倒産・解雇・雇い止めなどにより会社を退職された方で、次の条件に該当される方は、国民健康保険税が軽減される場合があります。

#### 軽減の条件

- ①離職時の年齢が65歳未満
- ②倒産・解雇、または雇い止めなどによる離職(離職理由は「雇用保険受給資格者証」に記載の離職理由で判断します)

※国民健康保険税の軽減措置などは、未申告世帯の場合、適用されませんので所得の申告を忘れずをお願いします。

お問い合わせ先 税務課 ☎22-3116

## ケーブルテレビ基本使用料(月額1,050円)が半額になります

右記のいずれかに該当する方は、ケーブルテレビの毎月の基本使用料が減免されます。

#### ◆申請場所

企画課、興津出張所、各地域振興局、四万十ケーブルテレビ

#### 【お問い合わせ先】

企画課 ☎22-3124 四万十ケーブルテレビ ☎22-1117



#### 基本使用料減免条件

- ①生活保護世帯
  - ②世帯全員が70歳以上の住民税非課税世帯
  - ③重度障がい者がいる住民税非課税世帯
- ※印鑑(認印可)が必要です。  
※現在、減免になっている方は申請の必要はありません。